

欧州連合司法裁判所，共同体商標裁判所による侵害に対する禁止行為の決定が  
EU全域において有効であると判示

2011年4月20日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、4月12日、DHL事件（C-235/09）について、「共同体商標裁判所によって決定された、共同体商標のさらなる侵害または侵害の真に対する禁止行為の範囲は、原則としてEUの全領域に適用される」旨、および「国内法令を適用して共同体商標裁判所によって命じられた是正手段はその裁判所が存在する加盟国以外の加盟国においても効力を有する」旨の判決を下した。

本判決は、共同体商標の権利行使に関して、EU加盟国の国内裁判所が共同体商標裁判所として侵害に対する禁止行為を命令した際の、他のEU加盟国へ効力が及ぶ領域を判示しており、共同体商標権者のEU域内での訴訟戦略に対して重要な示唆を与えるものであると考えられる。

なお、共同体商標規則（EC No 40/94）は、2009年4月13日に発効した新規則（EC No 207/2009）に置き換えられたものの、本判決は適用時期の関係から旧法に基づいている。

#### <経緯>

クロノポスト SA 社（以下、「クロノポスト社」）は、物流とデータ通信、郵便物の収集と配達、および、速達の管理の役務に関して「WEBSHIPPING」のフランスの商標と共同体商標の権者であった。他方、DHL インターナショナル社の継承人である DHL エキスプレス・フランス SAS 社（以下、「DHL 社」）は、原則としてインターネットで利用可能な速達の管理の役務を指定するために同一の用語を利用していた。

2006年3月15日、共同体商標裁判所として審理を行ったパリの大審裁判所（地方裁判所）は、DHL 社がフランスの商標である「WEBSHIPPING」を侵害したと判示したものの、共同体商標の侵害については判断を下さなかった。

これに対してクロノポスト社が控訴したところ、パリの控訴院（控訴裁判所）は大審裁判所の決定を支持し、DHL 社に対して「WEBSHIPPING」および「WEB SHIPPING」の表示の利用を禁じ、その禁止行為を違反した場合の定期的な罰則金の支払いを課した。しかしながら、控訴院は、EUの全領域への禁止行為の効力を適用すべきとするクロノポスト社を認めず、禁止行為の効力をフランス領域のみに限定した。

控訴院の判決に対して今度は DHL 社が破毀院(最高裁判所)へ上訴し棄却されたものの、クロノポスト社が禁止行為と定期的な罰則金の支払いの領域を限定することに対して交差上訴していたことから、破毀院は CJEU への付託が必要であると判断した。

#### <CJEU に対して付託された質問>

(1) 共同体商標規則第 98 条は、共同体商標裁判所によって決定された禁止行為は、法律問題として、EU の全領域を通じて有効であると解釈されなければならないか？

(2) そうでない場合、共同体商標裁判所は、侵害行為が行われた、または、侵害の虞のある他の加盟国の領域へのその禁止行為を適用する権限を有するか？

(3) いずれの場合においても、裁判所が決定した禁止行為に対して、国内法令を適用して裁判所が命じた強制手段は、その禁止行為が有効である加盟国の領域において適用されるか？

(4) 反対の場合、その禁止行為が有効である加盟国の国内法令を適用して、裁判所が国内法令に従って採択した強制手段と同様のまたは異なる強制手段を裁判所が命令してもよいか？

#### <CJEU の判決の概要>

(1) 共同体商標裁判所によって与えられる禁止行為の領域範囲は、裁判所の管轄領域と共同体商標権者の独占権の 2 つの要因によって決定されるべきである。

第一に、共同体商標裁判所の管轄領域は、全ての侵害行為、および、国内法において許容されている場合には共同体商標に関連する侵害の虞のある行為を裁く排他的なものであるから、共同体商標裁判所は全加盟国の領域における侵害行為について管轄を有する。よって、原則として管轄は EU の全領域に適用される。

第二に、共同体商標権者の独占権は、原則として、共同体商標が統一的保護を享受し効力を有する EU の全領域に適用される。

共同体商標は、EU の全領域に渡って、侵害の危険性に対して共同体商標によって与えられる権利の統一的保護を目的とした単一の性格を有する。よって、統一的保護を確実にするため、共同体商標裁判所によって与えられる更なる侵害または侵害の虞に対する禁止行為は、原則として、EU の全領域に適用される。

しかしながら、一定の条件下において禁止行為の領域範囲は制限される。共同体商標権

者の独占権は、商品または役務の出所の保護や標章のイメージの保護などを含む機能を商標が実現可能にすることを共同体商標権者が確保できるようにするために与えられるものである。よって、権利の行使は、その標識の第三者の利用が商標の機能に影響する場合、または、影響する可能性がある場合に留保されなければならない。

したがって、禁止命令を要求する者がその行為の領域範囲を制限していたこと、または、被告がたとえば言語上の理由によりその標識の利用が商標の機能に影響しないまたは影響する可能性がないことを立証したことを理由として、共同体商標裁判所が侵害または侵害の虞のある行為が1の加盟国またはEUの領域の1部分に限られていると判示するときは、共同体商標裁判所は禁止行為の領域範囲を制限しなければならない。

結論として、共同体規則第98条(1)は、次のとおり解釈されなければならない。

「共同体商標規則の第93条(1)から(4)および第94条(1)に基づく管轄を有する共同体商標裁判所によって決定された、共同体商標のさらなる侵害または侵害の虞に対する禁止行為の範囲は、原則としてEUの全領域に適用される。」

(2)(1)への回答を考慮すれば、(2)に対する回答の必要はない。

(3)および(4) 国内法令を適用して共同体商標裁判所によって命じられた定期的な罰則金の支払い（禁止行為を遵守しなかった場合に支払うべき罰金）などの是正手段の目的は、更なる侵害や侵害の虞に対する禁止行為を遵守することを確保することである。さらに、これらの手段は、禁止行為の命令が効力を有する領域と同じ領域において効力を有する場合においてのみ、有効である。

したがって、禁止行為が遵守されることを確保するため、禁止行為が違反された加盟国の裁判所は、その加盟国の国内法令に規定される規則や手続に従い、是正手段を伴う決定を認識し行使しなければならない。誠実な協力の原則のもと、加盟国とその裁判所は、ブラッセル条約<sup>1</sup>に規定される個人の権利の法的保護を確実にすることが義務付けられる。

禁止行為が違反された加盟国の法律が、禁止行為を決定した他の加盟国の共同体商標裁判所によって命令された強制手段と同様の強制手段を規定していないときは、その加盟国の裁判所は、同等の方法によって最初に決定された禁止行為が遵守されることを確保するように、国内法令の関連条項の法的行使によって執行を達成しなければならない。

---

<sup>1</sup> 「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44/2001」（ブラッセル規則）によって置き換えられた、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する1968年9月27日の条約」（ブラッセル条約）。加盟国間の判決の相互承認が規定されている。

結論として、共同体規則第 98 条(1)第 2 段落は次のとおり解釈されなければならない。

「更なる侵害や侵害の虞に対する禁止行為を遵守することを確保するために、国内法制を適用して共同体商標が命じた定期的な罰則金の支払いのような強制手段は、ブラッセル規則第 3 章に規定される条件のもとでその裁判所の加盟国以外にもそのような禁止行為の領域範囲が適用される加盟国においても有効である。共同体商標裁判所によって命じられた強制手段が他の加盟国のうちの 1 の国内法令に含まれないときは、同等の方法によって禁止行為が遵守されることを確保するような国内法令の関連条項の法的行使によって、他の加盟国の管轄権を有する裁判所が、その強制手段によって達成されるべき目的を実現しなければならない。」

<参考：共同体商標規則の仮訳>

#### 第 93 条 国際管轄権

(1) 本規則並びに第 90 条の規定により適用される管轄権及び執行に関する条約の規定に従うことを条件として、第 92 条に規定する訴訟及び主張に関する手続は、被告が住所を有する加盟国の、又は加盟国の何れにも住所を有さない場合は、営業所を有する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(2) 被告が加盟国の何れにも住所も営業所も有していない場合は、その訴訟手続は、原告が住所を有する加盟国の、又は加盟国の何れにも住所を有していないときは、営業所を有する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(3) 被告も原告も住所又は営業所を有さない場合は、その訴訟手続は、官庁が所在する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(4) (1)、(2)及び(3)の規定に拘らず、

(a) 当事者が異なった共同体商標裁判所が管轄権を有することに同意する場合は、管轄権及び執行に関する条約第 17 条の規定が適用される。

(b) 被告が異なった共同体商標裁判所に出頭する場合は、前記条約第 18 条の規定が適用される。

(5) 第 92 条に規定する訴訟及び主張に関する手続は、共同体商標の不侵害の宣言を求める訴訟を除き、侵害行為が行われ若しくはその虞がある加盟国の、又は第 9 条(3)第 2 文にいう行為が行われている加盟国の裁判所に対して行うことができる。

#### 第 94 条 管轄権の範囲

(1) 管轄権が第 93 条(1)から(4)までの規定に基づく共同体商標裁判所は、次に掲げる行為について管轄権を有する。

—加盟国の何れかの領域内で行われ又は行われる虞のある侵害行為

—加盟国の何れかの領域内で行われる第 9 条(3)第 2 文にいう行為

(2) 管轄権が第 93 条(5)の規定に基づく共同体商標裁判所は、その裁判所が所在する加盟国の領域内で行われ又は行われる虞のある行為についてのみ管轄権を有する。

#### 第 98 条 制裁規定

(1) 共同体商標裁判所は、被告が共同体商標を侵害し又は侵害の虞があると認定する場合は、それを行っていないことの特別の理由がない限り、被告に対し共同体商標を侵害し又は侵害する行為を禁止する命令を発する。共同体商標裁判所は、また、この禁止命令に確実に従うことを目的とするその国内法に従った措置を講じる。

(2) その他全ての点について、共同体商標裁判所は、国際私法を含め、侵害行為又は侵害の虞がある行為が行われた加盟国の法令を適用する。

－ CJEU のプレスリリースは、以下参照 －

[A prohibition against infringement, issued by a national court sitting as a Community trade mark court, extends, as a rule, to the entire area of the European Union\(PDF\)](#)

－ 判決文は、以下参照 －

[JUDGMENT OF THE COURT \(Grand Chamber\)](#)

(以上)